

第 1 章 計画策定の趣旨

1. 計画の趣旨
2. 計画の位置づけ
3. 計画の対象
4. 計画の期間
5. 計画の策定体制

1. 計画の趣旨

本市の障がい者施策については、『伊達市 第3期障がい者計画』の基本理念である「障がいのあるなしにかかわらず、くらしやすい福祉のまちづくり」に基づき、「① 地域での暮らしを支えるために」「② 地域で自分らしく安心のために」「③ 地域生活へ移行できるように」「④ 地域で学び・働くために」の4つの視点から総合的かつ計画的に取り組んできました。

障害者基本法では、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会を実現するため、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することが規定されています。障がい種別ごとに縦割りにされていた福祉制度を全面的に見直して施行された「障害者自立支援法」は、2013（平成25）年4月から「障害者総合支援法」となり、「自立」に代わり、新たに「基本的人権を享有する個人としての尊厳」が明記されました。さらに、障がい者等の地域生活や就労の支援の強化等によって、障がい者等の希望する生活を実現するため2021（令和3）年に改正され、2024（令和6）年4月から施行されます。

2021（令和3）年6月に公布された障害者差別解消法改正法では、事業者に対し合理的配慮の提供を義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図ることとしています。

また、本市では障害福祉サービス等の利用計画となる「伊達市 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」（2021（令和3）年度～2023（令和5）年度）を2021（令和3）年3月に策定し、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくさまざまな事業を推進しています。

本計画は、第3期障がい者計画及び第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画が2023（令和5）年度末に計画期の最終年度を迎えることから、障がい者計画と障がい福祉計画及び障がい児福祉計画を一体のものとして策定することとし、本市における障がい者施策が目指す姿と具体的な取組を明確にし、すべての市民が障がいのあるなしにかかわらず、くらしやすい福祉のまちづくりを実現していくための計画として策定するものです。

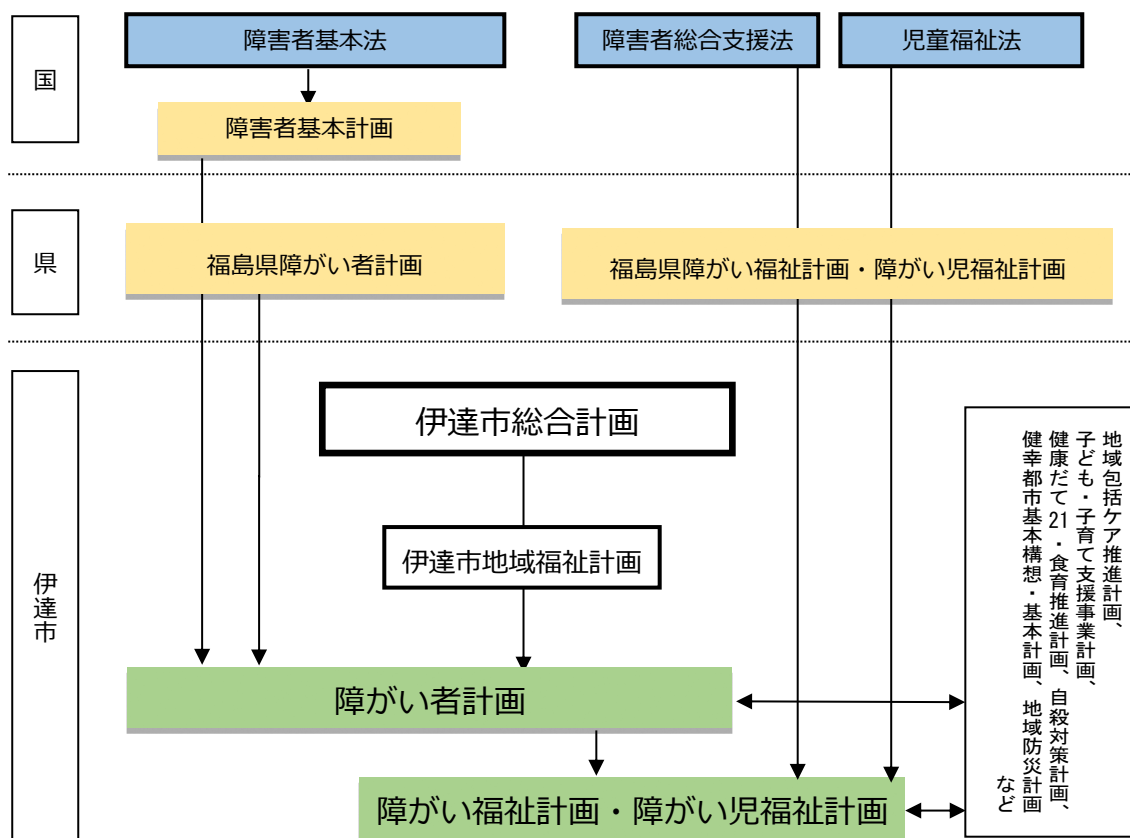
2. 計画の位置づけ

「障がい者計画」は、「障害者基本法」における「市町村障害者計画」に位置づけられ、福祉を含む幅広い分野の障がい者施策に関し、基本的な考え方や方向性を定めるもので、同法により策定が義務付けられています。

「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」は、障害者総合支援法第 88 条（市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を定めるものとする）、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項（市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画を定めるものとする）に基づき、厚生労働大臣の定める基本指針に即して 3 年ごとに定めるものです。

また、本計画は、上位計画である「伊達市総合計画」や「伊達市地域福祉計画」をはじめ、関連分野の計画との整合性を図ります。

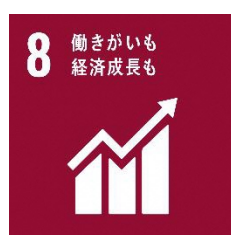
【法律・国、福島県及び本市各計画との関係性イメージ図】



さらに、平成 27 年（2015 年）に国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs：エス・ディ・ジーズ）」に寄与する障がい福祉の推進に向けた取組みにもつながっていきます。

SDGs とは、2015 年 9 月の国連サミットで採択された 2030 年を期限とする、先進国を含む国際社会全体の開発目標です。持続可能な世界を実現するための 17 の目標と 169 のターゲットで構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する統合的な取組が示されています。

本計画においては、伊達市第 3 次総合計画第 2 章「2-4 障がい者支援」と同様に 17 のゴール（目標）のうち、次の 6 つのゴールを意識し、国際機関や国の動向を踏まえながら、障がいに関する福祉施策に取り組んでいきます。



3. 計画の対象

「障がい者」とは、障害者基本法に規定する障がい者や障害者総合支援法・児童福祉法に基づきサービス給付を受ける障がい者を示しています。共生社会の実現のためには、障がいの有無にかかわらず、広く市民の理解と協力が必要であるため、本計画は、すべての市民を対象とします。

なお、法律上の障がい者の定義は、以下のとおりです。

【障害者基本法における定義】

第2条において、障がい者を「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいう。」と定義しています。

【障害者総合支援法における定義】

第4条において、障がい者・障がい児を次のとおり定義しています。

- 「身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者」
- 「知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者」
- 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く）のうち18歳以上である者」
- 「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上である者」
- 「児童福祉法第4条第2項に規定する障害児」（満18歳に満たない者）

4. 計画の期間

今回策定する「伊達市 第4期障がい者計画」は、2024（令和6）年度から2029（令和11）年度までの6年間の計画期間とします。

また、「伊達市 第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画」は、第4期障がい者計画の前期として、2024（令和6）年度から2026（令和8）年度までの3年間の計画期間とします。

ただし、国の障害者福祉政策の見直し等が行われた場合、計画期間中에서도見直しを行う場合があります。

【計画の期間】

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 1 0 年度	令和 1 1 年度	
障がい者計画（6 年間）	第 4 期						
障がい福祉計画（3 年間）	第 7 期			第 8 期			
障がい児福祉計画（3 年間）	第 3 期			第 4 期			
総合計画（10 年間）	第 3 次総合計画（R5 年度～R14 年度）						
地域福祉計画（5 年間）	第 4 期						
福島県障がい者計画	第 5 次						
福島県障がい福祉計画	第 3 期			第 4 期			
国 障害者基本計画	第 5 次						

5. 計画の策定体制

この計画の策定体制と各主体の役割は、以下のとおりです。

(1) 伊達市

本計画の決定機関です。

計画内容を協議していただく計画等策定委員会の提案を尊重した上で、本市が計画を決定します。

(2) 伊達市障がい者計画等策定委員会

障害者基本法第36条第4項に規定されている合議制の機関で、本市の障がい者計画等の策定に係る協議機関です。

障がい者団体の代表や有識者、関係機関等で構成され、計画の策定や推進に関する意見や助言をいただきました。

(3) 障がい者、市民、関係団体等

この計画を推進する主体者であり、サービスの利用者です。

アンケート、策定委員会、パブリック・コメントなどを通じて、計画全般にわたって積極的な意見を発信していただきました。

(4) 市事務局、関連部署

計画策定の事務局機能及び庁内調整を行います。

